

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>共済年金は厚生年金に一元化され、官民格差が解消されたことから、一元化前にまで遡って改定する必要はない。職域部分の「3階部分」の格差是正も 09 年に廃案にした経緯もあり、公務員と教職員に対して手厚くする必要はない。</p> <p>改定施行日以降に改定することには異論はない。施行日以降の標準報酬月額に対して改定することで過去に戻る必要もなく、混乱は起きない。</p> <p>共済年金は厚生年金に移行し、過去の税金掛け金においても是正する必要がある。</p>	<p>今回の政令における改定は、政令の施行日後に支給される年金について改定を行うものであり、一元化前に支給された年金について遡って改定を行うものではございません。</p> <p>また、平成 31 年度の改定については、厚生年金における再評価率の改定 (+0.1%) と同様の改定を行うものであり、公務員が優遇されているということではありませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。</p>	なし
<p>今回のパブリックコメントの対象となる案件以外のご意見 (1 件) (科学技術の活用その他幅広い政策分野に関するもの)</p>	<p>本政令案は、平成 31 年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の額を算定する基礎となる給料年額改定率等について定める政令案となっており、ご指摘の内容については、一切含まれておりません。</p> <p>なお、お寄せいただきましたご意見に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	なし